

迷惑行為 お断り！

以下のような行為がみられた場合には、
他の患者の迷惑となりますので、
安全確保のため、直ちに警察に通報します。
また、以後の診療をお断りすることが
ありますのでご注意ください。



- ① 職員に対する暴言・暴力
- ② 職員に対するセクシャル・ハラスメント
又は嫌がらせ行為
- ③ 物を壊したり、大声で騒いだりする行為
- ④ その他、正常な診療の妨げとなり、又は他の
患者の迷惑となるような行為

迷惑行為 お断り!

以下のような行為がみられた場合には、他の患者さんの迷惑となりますので、
安全確保のため、直ちに警察に通報します。

また、以後の診療をお断りすることがありますのでご注意ください。

職員に対する
暴言・暴力



職員に対する
セクシャル・ハラスメント
又は嫌がらせ行為



物を壊したり、
大声で騒いだり
する行為



その他、正常な診療の妨げとなり、又は他の患者の迷惑となるような行為

佐賀県歯科医師会・佐賀県警察